

## 入札説明書

平成28年9月9日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者

青森県知事

### 2 入札に付する事項

- (1) 品名 甲状腺用カウンタ
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 2式
- (4) 納入期限 平成29年3月10日
- (5) 納入場所 青森県立中央病院（青森市東造道2-2-1） 1式  
八戸市立市民病院（八戸市大字田向字毘沙門平1） 1式

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店又は支店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（Q05医療用機器）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手

続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成28年9月16日 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎東棟1階)

ウ 提出部数 1部

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成28年9月15日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ(コピー可)を添付の上、同等品申請書を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成28年9月20日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成28年9月30日 10時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のい

ずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

## 8 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主幹 澁谷 毅

電話 017-734-9098

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(委任代理人

⑩)

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
(税抜)									

品 名 甲状腺用カウンタ

数 量 2式

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成28年9月9日
品 名	甲状腺用カウンタ
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連絡先

印

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成28年9月9日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 甲状腺用カウンタ

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付： )

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

平成28年9月9日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 甲状腺用カウンタ

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品名

甲状腺用カウンタ

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式1)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 甲状腺用カウンタ

入札（見積り）期日 平成28年9月30日

入札（見積り）場所 県庁東棟1階 出納局会計管理課入札室

(参考様式2)

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

(担当者氏名

)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等
甲状腺用カウンタ	日立製作所製 甲状腺用カウンタ	

- 注1 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。
- 3 代表者の印を押印する。

# 物 品 売 買 契 約 書

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

(1) 名 称 甲状腺用カウンタ

(2) 形式・規格 仕様書のとおり

(3) 数 量 2式

(4) 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 平成29年3月10日

(2) 納入場所 青森県立中央病院（青森市東造道2-2-1） 1式

八戸市立市民病院（八戸市大字田向字毘沙門平1） 1式

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつ

たとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

**【契約保証金等に係る削除条項例】**

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）  
第2条(B)、第10条(B)





目次

第1章	総則	
1	目的	1
2	契約の範囲	1
3	整備機器	1
4	納入場所	1
5	適用法令等	1
6	提出書類	2
7	仕様書に関する疑義の取扱い	2
8	承認仕様書	2
9	関係官庁等への書類提出手続き	2
10	契約の履行	2
11	検査等	3
12	検収	3
13	保証	3
14	技術指導等	3
15	費用弁償等	3
16	納期	3
第2章	一般指定事項	
1	構造の条件	4
2	使用条件	4
3	塗装	4
4	標示	4
5	支給品	4
第3章	機器仕様	
1	概要	5
2	一般事項	5
3	機器構成	5
4	総合仕様	6
5	機器仕様	7
6	ソフトウェア仕様	7
7	測定方法	8
8	参考品	8

# 第1章 総則

## 1 目的

本仕様書は、青森県(以下「県」という。)が、青森県立中央病院及び八戸市立市民病院に設置している日立アロカメディカル株式会社製(現 株式会社日立製作所)ホールボディカウンタ(WBC-311)に搭載しているデータ処理部及びソフトウェアと連動して被ばく線量を算出する甲状腺カウンタ(以下「測定器」という。)に係る仕様を定めるものである。

## 2 契約の範囲

契約範囲は、以下のとおりとする。

測定器の設計、製造、搬入、据付、配線、調整及び検査

## 3 整備機器

測定器は下記のとおりとする。

甲状腺用カウンタ 2式

## 4 納入場所

(1) 図書類の提出先は、医療薬務課とする。

(2) 測定器の納入場所は、下記のとおりとする。

青森県立中央病院(青森市東造道2-1-1)

八戸市立市民病院(八戸市大字田向字毘沙門平1)

## 5 適用法令等

本契約に関わる設計、製造、調整、検査等に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等の規定及び規格等によるものとする。

(1) 法令等

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

イ 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)

ウ その他関係法令等

(2) 規格及び基準

ア 日本工業規格(JIS)

イ 日本電機工業会標準規格(JEM)

ウ 電気規格調査会標準規格(JEC)

エ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)

オ 電気電子技術者協会(IEEE)

カ 国際標準化機構規格(ISO)

キ その他の関係規格、基準及び指針等

## 6 提出書類

受注者は下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、A4 版又は A3 版とする。

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1) 承認仕様書（作成後速やかに）                    | 1 部  |
| (2) 作業工程表（契約締結後 7 日以内及び変更があった場合は速やかに） | 1 部  |
| (3) 工場検査成績書（検査後 7 日以内）                | 2 部  |
| (4) 県との打合せ議事録（打合せ後 7 日以内）             | 1 部  |
| (5) 完成届（完成後速やかに）                      | 1 部  |
| (6) 現地検査成績書（完成届と併せて）                  | 2 部  |
| (7) 完成図書（検収時）                         | 3 部  |
| [完成仕様書、工場及び現地検査成績書、取扱説明書、施工写真集]       |      |
| (8) 取扱説明書（検収時）                        | 3 部  |
| (9) その他県が指定する書類                       | 必要部数 |

## 7 仕様書に関する疑義の取扱い

- (1) この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。
- (2) この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。
- (3) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は 7 日以内に打合せ議事録を作成し、県に提出してその承認を受けるものとする。

## 8 承認仕様書

受注者は、機器等を製作するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあつては本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要があるときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更する。

## 9 関係官庁等への書類提出手続き

関係官庁等に対し許認可、届出等が必要な場合における必要な書類の作成及び手続きの一切は、受注者が県の委任又は承認を受けて行うものとする。

## 10 契約の履行

機器等の撤去、搬入、据付等について受注者は下記項目を遵守すること。

ア 受注者は、測定器を撤去、搬入するときは、事前にその手順、日時等について県と協議すること。また、据付場所において放射線源を使用するときも事前に県と協議すること。

イ 納入場所における検収までの間の測定器等の保管は、受注者の責任において行うこと。

ウ 検収前に発生した測定器等に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うものとする。

エ 受注者は、測定器等の撤去、搬入、据付等に当たり、既設工作物を破損した場合は、速やかに県に連絡し協議の上善処すること。なお、これに係る費用は、受注者の負担とする。

## 11 検査等

### (1) 工場検査

受注者は、測定器の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。なお、県が必要と認めるときは、工場において当該測定器の検査に立ち会うことができるものとする。

また、受注者は検査実施の7日前までに検査要領書を県に提出するものとする。

### (2) 中間検査

県は、受注者が測定器を据え付けた後、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

### (3) 完成検査

受注者は、測定器が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出すること。また、県が成績書等の提出を受けたときは、完成等を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。

なお、受注者は検査実施の7日前までに検査要領書を県に提出するものとする。

## 12 検収

完成検査の合格をもって検収とする。また、完成検査の結果が不合格の場合には、受注者の負担において修理等を行い、再度完成検査を受けるものとする。

## 13 保証

保証期間は、引渡しの日から1年間とする。

受注者は、製造、設計、調整に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りではない。

## 14 技術指導等

受注者は、測定器納入場所の職員に対して、測定器の操作及び保守管理に必要な十分な技術指導等を行うこと。

なお、技術指導等の場所、方法、時期等については、県と受注者が協議の上定めるものとする。

## 15 費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

### (1) 検査、検収、職員の技術指導等に要する経費

### (2) 本契約に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。

### (3) 本契約に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費

### (4) その他必要な経費

## 16 納期

納期は、平成29年3月10日とする。

## 第2章 一般指定事項

### 1 構造の条件

測定器は、次の条件を満たすこと。

甲状腺内の放射能を効率良く測定できるように検出器を配置すること。

### 2 使用条件

測定器は、次の条件において安定に動作するようにすること。

周囲温度：+5℃～+35℃

相対湿度：80%RH以内（結露なきこと）

電圧変動：単相AC100V±10%以内

周波数変動：50/60Hz±10%以内

電源容量：Max20A

### 3 塗装

塗色については、製造者標準色とする。

### 4 標示

各機器には、次の標示を行うこと。

- (1) 銘板を付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名、消費電力等必要事項を明示すること。
- (2) パネル面端子、入出力端子、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別標示を行うこと。

### 5 支給品

現地における機器の据付調整作業並びに試験検査に必要な電気については無償提供する。

## 第3章 機器仕様

### 1 概要

本測定器は、甲状腺に取り込まれた $\gamma$ 線放出核種の量を体外から検出し、被験者の内部被ばく線量を算出する。

本測定器は、検出部、計測部（多重波高分析器）から構成され、既設の日立アロカメディカル株式会社製（現 株式会社日立製作所）ホールボディカウンタ（WBC-311）に搭載しているデータ処理部及びソフトウェアと連携機能を有し、これら装置と連動して被験者の内部被ばく線量を算出するものである。

### 2 一般事項

測定器の搬入に当たり、建屋及び設備の改造等を行う必要がある場合は、県と協議した上で受注者の負担により行うこと。

### 3 機器構成

甲状腺用カウンタ            2式  
（青森県立中央病院及び八戸市立市民病院用）

以下は1式あたりの構成とする。

#### 1) 検出部

- ①NaI(Tl)シンチレーション検出器：1台
- ②しゃへい体                               ：1台
- ③アームスタンド                           ：1台

#### 2) 計測部

- ①多重波高分析器                               ：1台

#### 3) データ処理部：既設のホールボディカウンタの装置を流用する。（以下、その内容）

- ①データ処理装置
  - パーソナルコンピュータ（キーボード、マウスを含む）           (1台)
  - ディスプレイ   (1台)
  - 収納ラック   (1台)
  - 操作用OAチェア   (1脚)
- ②プリンタ   (1台)
- ③無停電電源装置（UPS）   (1台)

4) ソフトウェア：既設のホールボディカウンタのソフトを流用する。（以下、その内容）

- ①OS (Windows7 Professional) (1式)
- ②ホールボディカウンタシステムソフトウェア (1式)
- ③スペクトロスコープソフトウェア (CANBERRA Genie2000) (1式)
- ④ガンマ分析ソフトウェア (CANBERRA) (1式)
- ⑤QAチェックソフトウェア (CANBERRA) (1式)
- ⑥インタラクティブピークフィットソフトウェア (CANBERRA) (1式)
- ⑦オフィス・スイート (Office2013 Professional) (1式)

5) 付属品

- ①甲状腺部用線源 (Mock-I) : 1式
- ②甲状腺部用ファントム : 1式
- ③接続ケーブル (電源用、信号用) : 1式
- ④甲状腺用椅子 (被験者用) : 1脚

4 総合仕様

甲状腺部検出感度：200Bq 以下

【算出条件】

測定時間：2分

核種：Mock-I+甲状腺用ファントム

周辺  $\gamma$  線：0.1  $\mu$ Sv/h 以下の環境 B.G.

〈参考〉 算出式

検出感度算出式

原子力安全技術センター発行「被ばく線量の測定マニュアル 2000」に基づくこと。

$$n_n = \frac{3}{2} \left\{ \frac{3}{T_s} + \sqrt{\left[ \frac{3}{T_s} \right]^2 + 4 \times N_b \times \left[ \frac{1}{T_s} + \frac{1}{T_b} \right]} \right\}$$

$n_n$ ：検出下限計数率 ( $\text{min}^{-1}$ )

$T_b$ ：B.G.測定時間 (min)

$N_b$ ：B.G.計数率 ( $\text{min}^{-1}$ )

$T_s$ ：測定時間 (min)

$$\text{検出感度 } Q = \frac{n_n}{\varepsilon}$$

$Q$ ：検出下限放射能量 (Bq)

$n_n$ ：検出下限計数率 ( $\text{min}^{-1}$ )

$\varepsilon$ ：計数効率 ( $\text{min}^{-1}/\text{Bq}$ )

## 5 機器仕様

### 5.1 甲状腺用検出部

- |               |  |
|---------------|--|
| ①甲状腺用検出器      | φ2×2インチ NaI(Tl)シンチレーション検出器<br>エネルギー分解能： <sup>137</sup> Csの662keV γ線に対して10%以下 |
| ②検出器使用本数      | 1本   |
| ③同上用コリメータ     | 1.5cm以上鉛   |
| ④測定位置         | 前面より測定   |
| ⑤甲状腺用椅子（被験者用） | 約60cm(W)×100cm (D) 座面高さ約52～68cm、約36kg  |
| ⑥甲状腺検出部稼働範囲   | 高さ方向 約300mmの範囲で調整可能  |
| ⑦外形寸法・質量      | 約800(W)×1000(D)×1075～1375(H)mm、約60kg   |

### 5.2 多重波高分析装置

方式：DSPベースデジタルパルスシェイピング方式

接続検出器：甲状腺用検出器

### 5.3 データ処理部（既設のホールボディカウンタの装置を流用）

#### ①パーソナルコンピュータ

OS	Windows 7 Professional
CPU	インテルCore i5-3470プロセッサ3.20GHz
ハードディスク	250GB
内蔵メモリ	2GB

#### ②ディスプレイ

表示方式	TFTカラー液晶
サイズ	17インチ以上
分解能	1024×768ドット以上

#### ③プリンタ

印字方式	カラーインクジェット方式
用紙サイズ	A4

#### ④無停電電源

バックアップ対象	スペクトロメータ及びパソコン
バックアップ時間	5分間以上

## 6 ソフトウェア仕様（既設のホールボディカウンタのソフトを流用）

### (1) データ収集機能

多重波高分析装置を制御してバックグラウンド及び被検者測定を行い、スペクトルデータを収集・保存する。

(2) データベースソフトを利用して、被検者に関する個人データおよび計測データを管理することを可能とする。

(3) 測定・機器性能に関する設定値の変更を可能とする。

(4) ファイル操作（バックアップファイル作成、ファイル削除など）を可能とする。



(5) エネルギー校正を可能とする。

(6) 効率校正を可能とする。

(7) スペクトル処理機能

ピークサーチ、面積計算、核種同定について、NaIスペクトル用に処理を行うこととする。

## 7 測定方法

甲状腺部の測定は、データ処理装置での手動操作により行うこと。

## 8 参考品

株式会社日立製作所製 甲状腺用カウンタ